



島根県報

令和8年3月31日（火）

号外第42号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第204号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	揖屋停車場線	松江市東出雲町揖屋684番10地先から同町錦新町8丁目1番1地先まで	前	メートル 13.00～ 31.50	メートル 230.75	松江県土整備事務所 街路事業 拡幅 管理境界の決定	
			後	13.00～ 32.25	230.75		
"	木次横田線	仁多郡奥出雲町上三所623番10地先から同604番1地先まで	前	4.99～ 34.11	463.67	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 道路改良工事 拡幅	
			後	9.86～ 43.14	463.67		
"	矢尾今市線	出雲市矢尾町514番地先から同市高岡町659番1地先まで	前	A	6.00～ 22.43	1,415.40	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.65～ 87.12		
		出雲市矢尾町453番1地先から同市高岡町645番3地先まで	後 B	10.65～ 87.12	937.57		
"	三瓶山公園線	大田市三瓶町池田字ヤタラヲチノ下1547番1地先から同字ヤタラヲチノ向1550番1地先まで	前	6.23～ 33.69	1,012.34	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅	
			後	13.80～ 33.69	1,012.34		

島根県告示第205号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	揖屋停車場線	松江市東出雲町揖屋684番10地先から同町錦新町8丁目1番1地先まで	メートル 230.75	令和8年3月31日	松江県土整備事務所	
〃	松江木次線	松江市東忌部町2113番17地先から同町2410番6地先まで	451.10	令和8年3月31日		
〃	大田佐田線	大田市山口町山口835番3地先から同町831番5地先まで	147.08	令和8年3月31日	県央県土整備事務所大田事業所	